科学研究費助成事業研究成果報告書

令和 6 年 6 月 2 4 日現在

機関番号: 31302

研究種目: 研究活動スタート支援

研究期間: 2021~2023 課題番号: 21K20106

研究課題名(和文)リベラルな多文化主義の変容と「新しい権利論」

研究課題名(英文)Changing Notions of Liberal Multiculturalism and a New Theory of Rights

研究代表者

河村 真実 (KAWAMURA, Mami)

東北学院大学・地域総合学部・講師

研究者番号:30911242

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、ロールズ以降現在に至るリベラルな多文化主義の全体像を把握し、近年提示された多文化主義における「新しい権利論」の擁護可能性を解明することを目的とするものである。そのために、本研究では、多文化主義論者と多文化主義に対する批判勢力の議論を、集合的文化権の必要性や、集合的文化権と個人の自由の両立可能性などの論点に則して、相互に比較し、多文化主義を巡る論争関係の解明を目指した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究では、各国で文化が主要な政治的対立軸となる中で、現代社会における重要な課題の一つとなった多文化 共生について、最新の論点に着目し、資料面でも多文化主義研究の刷新を試みた。ロールズ以降の多様な議論を 踏まえ、近年新たに提示された多文化主義における権利論の擁護可能性を検討することにより、多文化主義理論 に関する包括的研究を行った点において学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文): This project attempts to clarify the overall picture of liberal multiculturalism and the defensibility of the "new theory of rights" in multiculturalism as presented in recent years by comparing the arguments of multiculturalism theorists and their critique by issues such as the necessity of collective cultural rights and the compatibility of collective cultural rights and individual freedom.

研究分野: 政治理論

キーワード: 多文化主義 リベラリズム 集合的文化権 文化的少数派 社会統合 内部少数派 キムリッカ パッテン

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

近年、欧州への難民流入や英国の EU 離脱などを背景に、世界各国で文化が主要な政治的対立軸となる中、多文化共生の推進が重要な課題となっている。1980 年代、ウィル・キムリッカは、北米の先住民運動など文化対立が顕在化したことなどを踏まえて、異質な他者相互間の平等を目指すロールズ的リベラリズムを発展させ、先住民や定住型移民などの少数派文化集団の維持に必要な権利である集合的文化権により、文化的少数派の自由な選択に基づく文化的帰属を保障すべきだと主張した。

しかし、キムリッカらは、先住民と定住型移民を主たる考察対象としたため、近年の多文化主義を巡る議論の中で主要な論点となっている一時労働者や難民等の文化保護について、ほとんど言及しなかった。これに対し、2010年代前半、アラン・パッテンは、集合的文化権の主体を、先住民や定住型移民だけでなく、一時労働者や難民等にまで拡大し、全ての文化が同等の保護を得られる限り、強力な国家介入と文化的平等が両立するという立場から、キムリッカらよりも積極的な国家介入を支持する、「新しい権利論」を提示した。

2.研究の目的

そこで、本研究では、上記のような背景を踏まえ、ロールズ以降のリベラルな多文化主義理論と多文化主義に対する批判勢力を相互比較することにより、リベラルな多文化主義の今日的擁護可能性を明らかにすることを目的とした。本研究においては、多文化主義を巡る議論を集合的文化権の擁護論と否定論に分類した上で、キムリッカらによる集合的文化権擁護論を第一世代、パッテンらによる集合的文化権擁護論を第二世代として類型化した。さらに、2010年代末期以降の集合的文化権否定論に着目し、(1)少数派の地位擁護や社会統合の観点から、文化維持のための権利の必要性が乏しいとする批判(集合的文化権の必要性に関する批判)や、(2)権利主体を文化集団とする集合的権利と文化集団内部の個人の自由との両立を疑問視する批判(集合的文化権と個人の自由の両立可能性に関する批判)を中心に取り上げ、ロールズ以降の集合的文化権護論と集合的文化権否定論とを相互に比較した。本研究では、こうした考察を通じて、多文化主義理論の今日的意義を明らかにすることを目指した。

3.研究の方法

本研究における方法は、文献収集と収集した文献の分析や考察が中心である。文献収集は、多文化主義論争の中心地である英米に一定期間滞在し、図書の購入や図書館訪問により遂行した。また、集合的文化権の擁護論と否定論の対立は、現時点で潜在的な論点を多く含んでいるため、国内外の学会に参加することにより、最新の資料を収集すると同時に、論争当事者を含む各国の研究者らと意見交換を行った。

本研究では、上記の方法により、以下の方針に従って研究を進めた。

- (1)文化的少数派への文化的な権利保障が、少数派擁護それ自体や社会統合という目的等の観点から必要性に乏しいとする批判について、各論者が正当化する諸権利の権利主体、権利内容、権利形態等に則して類型化し比較する。
- (2)集合的文化権による文化保護と個人の自由の両立可能性について、各論者が批判する集合的権利の保護対象、抑圧行為の内容、抑圧解消のための政策などに類型化し比較する。

4.研究成果

本研究では、ロールズ以降現在に至る多文化主義の全体像を把握し、近年提示された多文化主義における「新しい権利論」の擁護可能性を解明することを目指した。そのために、先住民等の文化的少数派に対して、文化維持に関する集団単位の権利、すなわち集合的文化権を保障すべきだと主張したキムリッカら多文化主義第一世代と、一時労働者や難民等にまで権利主体を拡大し、より積極的な国家的支援の必要性を主張する「新しい権利論」を提示したパッテンら第二世代、そして第二世代への批判勢力の議論を、集合的文化権の必要性や、集合的文化権と個人の自由の両立可能性等の論点に則して比較し、ロールズ以降現在に至る多文化主義の論争関係を明らかにすることを試みた。

本研究の成果は、以下の通りである。

(1) 集合的文化権の必要性に関する考察

本研究では、まず、少数派文化を維持するための権利保障が、少数派擁護それ自体や社会統合という目的等の観点から、必要性に乏しいという批判について考察した。こうした集合的文化権の必要性に関する批判は、ナショナリズムやコスモポリタニズムなど、多様な立場からの批判の可能性が模索されつつあるが、本研究は、こうした一部のテキストの示唆的な批判だけでなく、

批判勢力のテキスト全体に考察対象を拡大した。その上で、キムリッカら第一世代、パッテンら 第二世代、2010 年代末以降の批判勢力のそれぞれについて、各論者が正当化する諸権利の権利 主体、権利内容、権利形態等に則して類型化した上で、相互に比較し考察を行った。その結果と して、以下のような研究成果が得られた。

デイヴィッド・ミラーに代表されるようなナショナリズムの立場からは、多様な文化集団の承認が社会を断片化させるとして、文化権の主体拡大や積極的な少数派文化擁護が、社会統合を脅かすという批判が向けられうることや、ジョセフ・カレンズらのように移民に対する市民権の拡大を主張する論者の中にも、一律の労働基準の確保や医療保障など、生活に必要な物質的権利の保障を、文化権よりも優先すべきだという指摘が多く見られることなどが明らかになった。

さらに、パッテンらの新しい権利論が、ミラーやカレンズらから向けられるような批判に対して、どのように応答可能かという点についても考察した。その結果、パッテンらが主張するように、多様な文化を積極的に承認すれば、国内に存在するあらゆる文化集団からの愛着や忠誠を獲得することが期待され、ミラーらが想定する文化的同質性による連帯よりも強靭な社会的連帯を実現しうるという知見などが得られた。しかしながら、新しい権利論においては、言語権以外の具体的権利についての言及が少ないため、言語権以外の集合的文化権についても社会統合との両立が可能かという論点については、さらなる検討を要することなどが明らかになった。

(2) 集合的文化権と個人の自由の両立可能性に関する考察

次に、集合的権利と個人の自由との両立可能性に関する考察を行った。集合的文化権による文化保護と個人の自由の両立可能性については、一部の論者が、少数派文化の擁護が女性や子どもの権利を侵害する可能性があることを、第二世代への批判として萌芽的に示している。こうした近年の批判勢力と集合的文化権擁護論とを比較し、各論者が批判する集合的権利の保護対象、抑圧行為の内容、抑圧解消のための政策などに類型化し考察した。その結果として、以下のような研究成果が得られた。

アン・フィリップスに代表されるようなフェミニズムの立場からは、児童婚や性器切除などの 抑圧行為を含む少数派文化が国家的保護を受ける場合、女性や子どもなどの内部少数派に対する人権侵害を助長する可能性が指摘されていることや、こうしたフェミニズムからの批判は、キムリッカに代表される多文化主義第一世代よりも積極的な国家的保護を主張するパッテンら第二世代に、より深刻な批判として向けられうることなどが明らかになった。

さらに、パッテンら第二世代が、フィリップスらによる批判に対して、どのように応答可能かという点についても考察した。その結果、第二世代の議論は、リベラルな多文化主義の本来の目的が個人の自由の擁護であることに鑑みて、少数派集団内部の女性や子ども等の内部少数派に対する抑圧行為を含む文化について、保護対象からの除外等の可能性を示唆しており、その点において、批判勢力と一定程度、問題意識を共有していることが明らかになった。しかしながら、保護対象の選別に関わる正当化根拠や基準については、具体的・直接的な言及は極めて希薄であるため、第二世代の新たな多文化主義の妥当性について、さらに詳細な検討が必要になること等の重要な知見が得られた。

本研究では、ナショナリズムやフェミニズムなど、一見すれば集合的文化権を擁護しないと考えられる論者が、多文化主義のあり方に多大な影響を与える可能性があることに着目した。特に、集合的権利の批判勢力の極めて多様な議論を幅広く考察したことにより、集合的文化権の擁護論と否定論の間に成り立つ複雑な論争構造を体系的に把握した上で、集合的文化権の今日的意義を示すことができた。上記(1)(2)の考察において得られた研究成果の一端は、日本政治学会、社会思想史学会等の国内学会や、世界政治学会(International Political Science Association)等の国際学会で発表した。

今後は、本研究における成果を踏まえて、言語権以外の集合的文化権の擁護可能性や、内部少数派の権利侵害に対する具体的対応策について、考察を深める必要がある。さらに、キムリッカやパッテンら集合的文化権擁護論者が自らの議論の前提としたロールズ的リベラリズムと多文化主義の関係性を明らかにするために、リベラリズムの最も根本的な価値である自由や平等などについても再考する。

5 . 主な発表論文等

4.発表年 2024年

〔雑誌論文〕 計3件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)	
1.著者名 Mami Kawamura	4.巻 54
2.論文標題 Can Equal Recognition Save Liberal Multiculturalism?	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 Kobe University Law Review	6.最初と最後の頁 15-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81013149	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著
1.著者名 河村 真実	4.巻 53
2.論文標題 集合的自己決定権に基づく新しい移民正義論の可能性 Sarah Song, Immigration and Democracy (Oxford University Press, 2018)を読む	5.発行年 2021年
3.雑誌名 政治思想学会会報	6 . 最初と最後の頁 8-10
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名 河村 真実 	4. 巻 291
2.論文標題 多文化主義における文化概念の変容	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 シノドス	6 . 最初と最後の頁 29-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
[学会発表] 計7件(うち招待講演 0件/うち国際学会 4件)	
1.発表者名 Mami Kawamura	
2 . 発表標題 Equal Recognition and Language Rights	
3.学会等名 25 World Congress of Philosophy(国際学会)	

1.発表者名
河村真実
2.発表標題
多文化主義と難民の諸権利
3.学会等名
日本政治学会
4 . 発表年 2022年
FAFE-1.
1. 発表者名
Mami Kawamura
2.発表標題
2.宪衣標題 Can Equal Recognition Save Linguistic Minorities?
Take 1444 Noodgii tion da o 1 mga otto mino i tidoi
3.学会等名
University of Limerick Conference "Authority, Power and Language"(国際学会)
4.発表年
2022年
1.発表者名 Mami Kawamura
maint Nawainata
2.発表標題
Are Denizens Eligible for Cultural Rights?
3.学会等名
Workshop - Justice for Denizens: Exploring the Normative Grounds of Rights-Differentiation (国際学会)
4 . 発表年
2022年
1.発表者名
河村 真実
2. 発表標題
リベラルな多文化主義と国境管理論
0 WAMA
3.学会等名 社会思想史学会
4.発表年
2021年

1.発表者名河村 真実					
2 . 発表標題 リベラルな多文化主義と国境	管理論				
3 . 学会等名 西方政治理論研究会					
4 . 発表年 2021年					
1 . 発表者名 Mami Kawamura					
2.発表標題 Can Equal Recognition Save Liberal Multiculturalism?					
3.学会等名 International Political Science Association the 26th World Congress of Political Science(国際学会)					
4 . 発表年 2021年					
【図書】 計1件 1.著者名 西山 隆行,向井 洋子,阿部 悠貴,安 周永,石神 圭子,小畑 俊太郎,川口 雄一,河村 真実,佐藤 高					
2 . 出版社 弘文堂				5.総ページ数 146	
3.書名 図録 政治学					
〔産業財産権〕					
〔その他〕					
-					
6 . 研究組織 氏名		所属研究機関・部局・職			
(ローマ字氏名) (研究者番号)		(機関番号)		備考	
7、 利亚弗女体中上 7.88度上 4.78度亚帝年春					
7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会					
〔国際研究集会〕 計0件					
8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況					
共同研究相手国	相手方研究機関				